

各介護サービス事業所・施設 御中  
(指定都市に所在する事業所・施設を除く)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課

## 令和6年度「介護サービス情報の公表」の実施について

今年度の情報公表制度の実施に当たっては、次の点にご留意ください。

### 1 調査票提出について

調査票の提出等の手続きについては、神奈川県指定情報公表センターホームページ (<https://center.rakuraku.or.jp/>) を活用します。期日までに報告してください。

※ 県知事への基本情報及び運営情報の報告は事業者の義務です。報告の内容は公表されることを前提に、内容を十分確認の上、報告してください（報告内容が事実と相違している場合、虚偽報告として、介護保険法に基づく処分の対象となる場合があります）。

### 2 手数料について

#### (1) 納付方法等

納付可能な金融機関は納入通知書に記載がありますので、確認の上、納入通知書に記載の期日までに納付してください（ゆうちょ銀行及び郵便局では納付することができません）。

なお、詳細については、本事務連絡に同封されている『令和6年度 神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等』の4～6ページをご覧ください。

#### (2) 調査行わない場合の取り扱い

調査を行わない事業所でも、公表事務にかかる情報公表手数料は必要です。

なお、今年度中に廃止を予定している事業所については、申出期限（納入通知書に記載の期日と同日）までに下記のURLからアクセスの上、電子申請システムでご提出ください。

- 【介護サービス情報の公表】廃止・休止申出書（様式第2号）

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=84233](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=84233)



### 3 調査について

#### (1) 調査の対象

以下の年度に新規指定を受けたサービスが調査対象となります。

- ① 平成11年度（1999年4月1日～2000年3月31日）の新規指定
- ② 平成14年度（2002年4月1日～2003年3月31日）の新規指定
- ③ 平成17年度（2005年4月1日～2006年3月31日）の新規指定
- ④ 平成20年度（2008年4月1日～2009年3月31日）の新規指定
- ⑤ 平成23年度（2011年4月1日～2012年3月31日）の新規指定
- ⑥ 平成26年度（2014年4月1日～2015年3月31日）の新規指定
- ⑦ 平成29年度（2017年4月1日～2018年3月31日）の新規指定
- ⑧ 令和4年度～令和5年度（2022年4月1日～2024年3月31日）の新規指定
- ⑨ 令和6年度の新規指定（2024年4月1日～）※みなし指定以外

※ 詳細は、『令和6年度神奈川県（横浜市・川崎市・相模原市を除く）「介護サービス情報の公表」制度の実施における留意事項等』の7～8ページの「7. 訪問調査」をご覧ください。

## (2) 調査日の予約

神奈川県指定情報公表センターホームページのトップページに掲載されている「調査予約ログイン」画面から予約をしてください（計画通知書に記載の「調査日の予約期間」内に予約してください。）。ログイン時には計画通知書に記載の訪問調査の予約ID等が必要になります。

## (3) 調査の免除について

第三者性がある評価機関に次のア～カに規定する評価を令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）に受審した事業所にあつては、事業者自らの申し出によって、情報公表制度に係る訪問調査を免除します。

ア 福祉サービス第三者評価

イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）

ウ 運営推進会議、介護・医療連携推進会議等における外部評価

エ 介護サービス評価

オ 特定施設外部評価

カ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

令和5年度中に上記アからカのいずれかの評価を受審し、調査の免除を希望する場合は、申出期限（納入通知書に記載の期日と同日）までに下記のURLからアクセスの上、電子申請システムでご提出ください。

※ 訪問調査が免除になった場合、訪問調査に係る手数料は不要になります。訪問調査免除申請書をご提出の際は、訪問調査免除申請の結果通知が届くまで、手数料は納付しないようにお願いします。

- 【介護サービス情報の公表】訪問調査免除申出書

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80519](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80519)



## (4) 調査機関の変更

調査を担当する調査機関は、1回に限り変更することができます。

ただし、特定の調査機関を選択することはできませんのでご了承ください。

変更を希望する場合は、納入通知書に記載の期日までに電子申請システムでご提出ください。

- 調査機関変更申出書

[https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=80520](https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=80520)



問合せ先

在宅サービスグループ 木下

電話 045-210-1111 内線 4840